

米国の1916年アンチダンピング法

(WT/DS136(162)/R, WT/DS136(162)/AB/R, WT/DS136/ARB)

申立国 日本、E C

被申立国 米国

【経緯】

- 1999 / 2 / 1 EC パネル設置
- 1999 / 7 / 26 日本パネル設置
- 2000 / 3 / 31 EC パネル報告配布
- 2000 / 5 / 29 日本パネル報告配布
米国が上訴の意思を表明
- 2000 / 8 / 28 上級委報告配布
- 2000 / 9 / 26 上級委報告採択
仲裁により勧告の実施期限を2001年7月26日と決定(後に2001年末まで延長)
- 2002 / 1 / 7 E C が D S B に対抗措置の承認を要請
- 2002 / 2 / 27 米国議会に16年法廃止法案上程、対抗措置承認手続は一時中断
- 2003 / 9 / 19 E C が対抗措置承認手続の再開を要請
- 2004 / 2 / 24 対抗措置の程度に関する仲裁判断配布
- 2004 / 11 / 19 米国議会で16年法廃止法案が成立(12月3日大統領署名)
- 2004 / 12 / 8 日本の対抗立法が公布・施行される

. 事実関係

- ・米国の1916年歳入法801条(以下16年法)¹

¹ The Revenue Act of 1916, ch. 463, Sections 800-801, 39 Stat. 798, codified as 15 U.S.C. §. 72 (2004). "It shall be unlawful for any person importing or assisting in importing any articles from any foreign country into the United States, commonly and systematically to import, sell or cause to be imported or sold such articles within the United States at a price substantially less than the actual market value or wholesale price of such articles, at the time of exportation to the United States, in the principal markets of the country of their production, or of other foreign countries to which they are commonly exported after adding to such market value or wholesale price, freight, duty, and other charges and expenses necessarily incident to the importation and sale thereof in the United States: Provided, That such act or acts be done with the intent of destroying or injuring an industry in the United States, or of preventing the

米国産業に被害を与え若しくはこれを破壊する意図を持って、外国製品を市場価額あるいは卸売価格よりも「実質的に低い価格で(substantially less)」輸入した者に対して、刑事罰(罰金・禁錮)および民事損害賠償(三倍損害賠償と訴訟費用)を規定する。

- ・ 制定以来、16年法により刑事罰が科された例はない。また民事訴訟で損害賠償請求が認容された例は後述の1件のみ。
- ・ パネル・上級委は16年法の違法性を認定。米国の勧告履行が遅れるなか、ECと日本は、16年法に基づく判決の実施を拒否する対抗立法(blocking statute)を制定し、さらに対抗措置として、16年法と同趣旨の法律(ミラーアクト)の承認を要請した。これに対し米国は、対抗措置のレベルに関するDSU22.6条仲裁を申立てた。

II. パネル・上級委における争点

(1) 16年法それ自体についての提訴を受理する管轄権がパネルにあるか

- ・ パネルの管轄権は、AD協定17条4項に挙げられた3つのAD措置(AD税、価格約束、暫定措置)の審査に限定されるわけではない。(グアテマラ - セメント事件とのdistinction)
- ・ AD協定18条4項が各国の法令自体のAD協定適合性を要求していることも考慮。

(2) 16年法は、法自体のWTO協定整合性が問われるような義務的法規か

パネル AD調査開始に関する裁量は、法規全体を裁量的法規とする十分な根拠とならない。また、AD協定18条4項は、各国に法令それ自体のAD協定整合性を要求しているので、義務的/裁量的法規という基準の意義が薄れている。

上級委 16年法の民事手続については、裁判所の手続なので行政府には裁量の余地がなく、刑事手続については、行政府(司法省)の裁量は十分な質と深みに欠ける。したがって16年法は裁量的法規であるとはいえない。

(3) 16年法はGATT6条及びAD協定の射程に入る法規なのか

establishment of an industry in the United States, or of restraining or monopolizing any part of trade and commerce in such articles in the United States.

Any person who violates or combines or conspires with any other person to violate this section is guilty of a misdemeanor, and, on conviction thereof, shall be punished by a fine not exceeding \$5,000, or imprisonment not exceeding one year, or both, in the discretion of the court.

Any person injured in his business or property by reason of any violation of, or combination or conspiracy to violate, this section, may sue therefore in the district court of the United States for the district in which the defendant resides or is found or has an agent, without respect to the amount in controversy, and shall recover threefold the damages sustained, and the cost of the suit, including a reasonable attorney's fee.

The foregoing provisions shall not be construed to deprive the proper State courts of jurisdiction in actions for damages thereunder."

・米国は、16年法はあらゆる国際的価格差別を規制しているのではなく、略奪的意図を持った特殊な価格差別を規制するものであり、また、とられる措置も刑事罰や損害賠償といった国内的措置であることから、16年法はアンチダンピング法ではなく反トラスト法的性格が強いとして、GATT6条やAD協定は16年法には適用されないと主張。

パネル

【1】GATT6条と16年法の文言上の要件や効果の比較

「国際的価格差別」・・・16年法では反トラスト法的な要件(市場価額より「実質的に低い価格」等)が求められているが、GATT6条1項で定義される「ダンピング」(=国際的価格差別)が要件の一部とされている以上、16年法はGATT6条の射程に入る。

「損害」・・・16年法は米国産業の破壊の「意図」を要件とするなど、「競争の制限から生じる損害」を対象としている点で確かに反トラスト法的性格を有しているが、その損害が国際的価格差別から生ずることを前提としている点で、やはりGATT6条の射程に入る。

「とられる措置」・・・16年法でとられる措置は、刑事罰や損害賠償という反トラスト法的性格を有しているが、措置の対象が国際的価格差別である以上やはりGATT6条の射程に入る。

【2】歴史的文脈や立法過程から見ても、やはり16年法はGATT6条の射程に入る。

【3】16年法に関する米国判例も、少なくとも国際的価格差別の要件の部分は、現代の国際通商法でいう「ダンピング」の文脈で理解してきた。

上級委

米国は、AD税という形式をとらないアンチダンピング措置はAD協定の規律の対象外であると主張。しかし、AD協定18条1項は「ダンピングに対するいかなる特定措置もAD協定に違反してはならない」としており、GATT6条やAD協定は、AD税という形式に限らず、あらゆるアンチダンピング措置を規制対象としている。

(4)16年法の協定違反事項

- ・AD措置の発動にあたって国内産業への「実質的損害」の決定が必要とされていない(GATT6条1項、AD協定3条違反)。
- ・調査の開始にあたり一定の国内産業の支持が条件とされていない(AD協定4条違反)。
- ・調査開始前に関係輸出国への通知が義務付けられていない(AD協定5条5項違反)。
- ・AD税以外のAD措置を規定している(GATT6条2項、AD協定18条1項違反)。
- ・国内法制がWTO協定の義務に整合的でない(WTO設立協定16条4項違反)。

III. パネル・上級委報告の意義と問題点

射程の問題（「国際的価格差別を含んでいれば全てAD協定の規律対象」）。一般的な反トラスト法も、国際的価格差別の規制を含む限りで、AD協定の規律対象となる？

パネル GATT6条のダンピングの定義は、反トラスト法で規制されうる価格差別の一部にすぎない。また価格差別は、反トラスト法で立証すべき不公正競争行為（価格に関する共謀や優越的地位の濫用など）の補助的な証拠にとどまる。よって、AD法と反トラスト法は区別できる。

「法律それ自体」の協定違反（義務的・裁量的法規の基準）。パネルと上級委のスタンスの違い。上級委判断の射程は？

パネル 関連協定が規定する義務の性質によって、裁量的法規の協定違反を問うことの可否を決定していく手法。

IV. EC のミラーアクトに関する DSU22.6 条仲裁判断

EC のミラーアクト(Council Regulation (EC) No.2238/2003)と米国 16 年法との相違点
刑事罰の不適用、 AD 当局による調査・決定、 損害額の 3 倍の AD 税を徴収し、それは提訴企業には分配しない、 AD 協定の手続的諸要件を遵守する。

(1) 譲許/義務停止と無効化侵害との「同等性(equivalence)」(DSU22.4 条)に関する判断

譲許/義務停止の主たる目的は何か？

EC WTO 義務の遵守確保 **米国** 関係国間における権利義務の均衡を回復
仲裁人 遵守確保が主たる目的ではあるが、対抗措置のレベルは同等性の域を超えることはできず、懲罰的な性格(punitive nature)の措置は認められない。

質的な同等性は許容されるか？

米国 質的な基準では同等性の評価が雑になる。また、ミラーアクトのもとで米国企業が無制限に提訴される可能性があり、16年法の従来運用実績と比較して同等性を欠く。

EC 同等性が量的な基準で判断されねばならないとの文言はない。また、将来の適用に量的な歯止めがないのは 16 年法も同じである。

仲裁人

- ・ 過去の仲裁は同等性を量的な基準で解釈してきた。
- ・ 「質的に同等な」対抗措置の WTO 整合性を抽象的に判断するのは不可能。その措置が実際にどの程度の義務停止として実施されるかに注目する必要がある(無効化侵害の程度を超える水準で実施されれば、懲罰的な措置となり、22.4 条に違反する)。
- ・ 16 年法が EC にどれだけの貿易的・経済的影響を与えているかを、数字または金額によって確定し、その量を超えない限度において EC の対抗措置は可能になる。

- ・ しかし EC のミラーアクトは、実施に際しての数量的・金銭的な上限を設けておらず、EC が被った損害額の範囲でのみ適用されるという保証がない。
- ・ 質的に全く同一の措置であっても、それぞれの国の貿易量の違いなどにより、量的な同等性を欠く結果になることがある。

(2) ミラーアクトの可否の検討は、対抗措置の「性質」(DSU22.7 条)の検討に当たるか？

仲裁の管轄権は、提案された措置の水準が、無効化侵害の水準を超えていないかを検討することに限定される。提案された措置自体の可否を検討する権限は持たない。EC の要請は、ミラーアクトを採用すること自体の承認を求めるものであり、仲裁人は判断できない。

(3) 16 年法により EC が被った利益の無効化侵害の程度

米国 EC 産品への 16 年法の適用事例はなく、したがって無効化侵害はゼロである。

EC パネル・上級委が無効化侵害ありと判断している。また、無効化侵害は直接的な輸出の減少等に限られず、16 年法の存在自体が持つ抑止的效果(deterrent effect)による損害も考慮されるべきである。

仲裁人

- ・ パネル・上級委の報告に従えば、無効化侵害がゼロであるとすることはできない。
- ・ 無効化侵害の程度の決定に際しては、単なる推測(speculation)ではなく、信頼可能で、事実に即し、検証可能な(credible, factual, and verifiable)情報に依拠する必要がある。
- ・ 無効化侵害の程度の決定において考慮できるものは、16 年法に基づく確定判決、及び 16 年法に基づく提訴における和解(ただし和解内容の公開されたもの)。
- ・ 16 年法の抑止的效果は、漠然とした推測の域を出ず(too speculative, too remote)、また数値化も困難なので、22.6 条仲裁においては考慮することができない。また、16 年法に関する訴訟費用及び弁護士費用については、これを考慮できるとする協定上の根拠を見出せない。
- ・ 16 年法はそれ自体が違法であるから、今後、EC 産品に対して 16 年法が適用される度に、無効化侵害の水準が上がる(each application of the [1916] Act would entitle the European Communities to increase concomitantly the level of its suspension of obligations)。

V. 仲裁判断の意義と問題点

- ・ 無効化侵害の水準の決定。従来は、勧告実施の妥当な期間が終了した時点での損害額を算出。本件では、将来的に許容される対抗措置の一般的な定式を示し、具体的な水準の認定は、対抗措置実施国に委ねる。法それ自体の違反の場合に限定される？

- ・ ミラーアクトという手法を完全に否定してはならず、量的同等性を逸脱しない範囲では許容され得る。
- ・ 本件では、そもそも 16 年法による無効化侵害の程度が量的に不明確・不確定。
- ・ それ自体が協定違反である法律が撤廃されず、今後の適用頻度も不明確な場合に、いかなる対抗措置が許容され得るかが争われた初めてのケース。過去の 22.6 条仲裁と区別する余地がある。
- ・ 協定違反の法律が将来的に適用される度に、その限度で対抗措置の権利が発生するというのはやや迂遠であり、違反国に対する勧告実施圧力も弱まる。

VI. 日本・EC の対抗立法の概要

「対抗立法」・・・ある国家法の域外適用に対抗して他の国家が制定した法律。 外国法上の命令に従って文書等を外国の政府機関に提出することの禁止、 外国判決の不承認・執行拒否、 外国において支払った損害賠償の自国内での回復、などが主要な内容。

【EC】アメリカ合衆国の 1916 年アンチダンピング法の適用及び同法に基づき又は起因する行為の効果に対する保護に関する欧州理事会規則(No. 2238/2003, 2003/12/15)

【日本】アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等に関する特別措置法（2004 年 12 月 8 日施行）

第一条（目的） この法律は、アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づき受けた利益の返還義務等について定めることにより、同法に基づき損失を受けた者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条（定義） この法律において「アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法」とは、二千年九月二十六日に世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関において採択された勧告及び裁定の対象となったアメリカ合衆国の法律をいう。

2 この法律において「本邦法人等」とは、本邦の法令に基づいて設立された法人その他の団体又は日本の国籍を有する者をいう。

第三条（利益の返還義務等）アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく外国裁判所の確定判決によって利益を受け、そのために本邦法人等に損失を及ぼした者（以下「受益者」という。）は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。

2 前項の場合において、本邦法人等にアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく裁判手続の準備及び追行のための代理人への報酬の支払その他の損失があったときは、受益者はその賠償の責めに任ずる。

3 前二項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者は、本邦法人等に対し、受益者と連帯して利益を返還し、損害を賠償する義務を負う。ただし、受益者に対する求償権の行使を妨げない。

一 受益者の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。以下「発行済株式等」という。）の全部を保有する者

二 発行済株式等の全部を受益者に保有される法人

第四条（消滅時効） 前条に規定する利益の返還又は損害賠償の請求権は、三年間行使しないときは、消滅する。

第五条（裁判管轄） 第三条の規定に基づく利益の返還又は損害の賠償の訴えは、原告の普通裁判籍所在地の裁判所に提起することができる。

第六条（外国裁判所の確定判決の効力） アメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく本邦法人等に対する訴えについてした外国裁判所の確定判決は、その効力を有しない。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

2 (この法律の失効) この法律は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前に提起されたアメリカ合衆国の千九百十六年の反不当廉売法に基づく訴えに係る利益の返還又は損害の賠償については、この法律は、同日以後も、なお効力を有する。

DSU23 条 1 項²との整合性

「米国の EC からの特定品目に係る輸入措置事件」パネル報告(WT/DS165/R)は「是正」の意味を「WTO 協定上の権利義務の均衡回復」と解釈している。

「本損害回復法の目的は、WTO 協定違反の米国法である 1916 年法を改廃させることを目的とするものではなく、むしろ 1916 年法の存在を前提として、同法により本邦法人等が損害を被った場合には、その損害の回復を図り、もって我が国の国民の利益を保護するものである。したがって、本法は私人の利益保護を目的とするものであり、国それ自体の利益保護を目的とするものではないため、「WTO 協定上の (= 国対国の) 権利義務のバランス回復のため」の措置にはあたらない。従って、本法の制定は、1916 年法の改廃という「是正を求める」ものではなく、紛争解決了解第 23 条 1 項に違反しないことになる。」(2005 年版『不公正貿易報告書』22 頁)

- ・ WTO 協定上、国家の利益と私人の利益は明確に区別されるか？
- ・ 他国の協定違反の是正を迫る趣旨の法律であるか否かは、一方的に決定できるか？

EC の 22.6 条仲裁における対抗立法に関する判断

EC 対抗立法は 16 年法の改廃を求めるものではなく、単に EC 域内における 16 年法の執行を防止することを目的としているので、米国の WTO 協定上の権利を何ら制約していない。よって対抗立法に関して DSB の承認を求める必要はない。

仲裁人 仲裁の付託事項は、EC が承認申請したミラーアクトについて、無効化侵害との同等性を判断することのみであり、対抗立法について判断する権限を持たない。ただし、対抗立法の存在によって、16 年法による EC の無効化侵害の程度が減少し得るので、EC はこれを考慮して将来の対抗措置の水準を決定しなければならない。

² 加盟国は、対象協定に基づく義務についての違反その他の利益の無効化若しくは侵害又は対象協定の目的の達成に対する障害については是正を求める場合には、この了解に定める規則及び手続によるものとし、かつ、これらを遵守する。